

北星学園大学 学位規程

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、北星学園大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

〔学位の種類〕

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

- 1 学 士
- 2 修 士
- 3 博 士

〔学位の名称〕

第3条 この規程により学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

第2章 学 士

〔学士の学位授与の要件〕

第4条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

Ⅱ 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式1のとおりとする。

〔専攻分野の名称〕

第5条 学士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専 攻 の 区 分		専 攻 分 野 の 名 称
文 学 部	英 文 学 科	英 文 学
	心理・応用コミュニケーション学科	心理・応用コミュニケーション学
経 済 学 部	経 済 学 科	経 済 学
	経 営 情 報 学 科	経 営 情 報 学
	経 済 法 学 科	経 済 法 学
社会福祉学部	福 祉 計 画 学 科	福 祉 計 画 学
	福 祉 臨 床 学 科	福 祉 臨 床 学
	社 会 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
	心 理 学 科	心 理 学
国 際 学 部	グローバル・イノベーション学科	グローバル・イノベーション学

第3章 修 士

〔修士の学位授与の要件〕

第6条 修士の学位は、本学大学院（以下「本大学院」という）「修士課程」に2年以上在学し、所定の単位を修得した上、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者は、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

Ⅱ 学位記は、別記様式2の1又は別記様式2の2のとおりとする。

〔専攻分野の付記〕

第7条 修士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専 攻 の 区 分		専 攻 分 野 の 名 称
社会福祉学研究科	社 会 福 祉 学 専 攻	社 会 福 祉 学
	臨 床 心 理 学 専 攻	心 理 学
文 学 研 究 科	言語文化コミュニケーション専攻	言 語 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	経 済 学

〔修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の基準〕

第8条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に関する基準並びに必要な事項については、これを別に定める。

〔修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会〕

第9条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行う。

Ⅱ 前項の修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、別にこれを定める。

〔合否の決定・学位の授与〕

第10条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

Ⅱ 学長は、前項に基づき修士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

第4章 博 士

〔博士の学位授与の要件〕

第10条の2 博士の学位は、本大学院博士〔後期〕課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

Ⅱ 本大学院の博士〔後期〕課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は、博士の学位論文を提出して審査を請求できる。

Ⅲ 前項の博士論文を提出して審査を請求した者には、本大学院学則第29条の定めるところにより学位を授与する。

Ⅳ 学位記は、別記様式3又は4のとおりとする。

〔専攻分野の付記〕

第10条の3 博士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専 攻 の 区 分		専 攻 分 野 の 名 称
社会福祉学研究科	社 会 福 祉 学 専 攻	社 会 福 祉 学

〔博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会〕

第10条の4 博士論文の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行う。

Ⅱ 前項の博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、別にこれを定める。

〔合否の決定・学位の授与〕

第10条の5 博士論文及び最終試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

Ⅱ 学長は、前項に基づき博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

〔学位授与の報告〕

第10条の6 本学が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、別記様式第一により文部科学大臣に学位授与報告書を提出するものとする。

〔論文要旨の公表〕

第10条の7 本学は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位に係るその論文の内容を要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10条の8 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に、すでに公表したときは、この限りではない。

Ⅱ 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

Ⅲ 前2項の規定に基づき、博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用により行うものとする。

第5章 雑 則

〔学位の取消〕

第11条 学士、修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、学士については当該学部教授会の、修士及び博士については当該研究科委員会の議決に基づいて、授与した学位を取消すものとする。

Ⅱ 前項の規定により学位を取消された者は、その学位記を本学に返付しなければならない。

附 則

この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 第 6 条第 1 項のただし書きは、当分の間、経済学研究科にのみ適用する。

附 則

この規程は、2013 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

学第 号		割印		卒業証書	
大学印		氏 名		年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めた ことを証する					
北星学園大学〇〇部長		氏 名		学部 長印	
学位 記		〇〇学部長の認定により本学を卒業したこ とを認め、学士（〇〇学）の学位を授与する			
年 月 日		北星学園大学長			
氏 名		大学 長印			

別記様式 2 の 1（修士論文の場合）

修第 号		割印		学位 記	
大学印		氏 名		年 月 日生	
本学大学院〇〇〇〇学研究科〇〇〇〇学専 攻の修士課程において所定の単位を修得し修 士論文の審査及び最終試験に合格したので修 士（〇〇〇〇〇〇）の学位を授与する					
北星学園大学長		氏 名			
年 月 日		大学 長印			

別記様式 2 の 2（特定課題研究の成果の場合）

修第 号		割印	学位 記		大学 印		氏 名		年 月 日生		
本学大学院○○○○学研究科○○○○学専攻の修士課程において所定の単位を修得し特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格したので修士（○○○○）の学位を授与する											
年 月 日		北星学園大学長		氏 名		大学 長印					

別記様式 3

博第 号		割印	学位 記		大学 印		氏 名		年 月 日生		
本学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（社会福祉学）の学位を授与する											
年 月 日		北星学園大学長		氏 名		大学 長印					

別記様式 4

割印		博第
		号
大 学 印		学 位 記
氏	年 月 日 生	名
本学にて学位論文を提出し所定の論文審査に 合格したので博士(社会福祉学)の学位を授 与する		
北星学園大学長	年 月 日	氏
名 大学 長印		